

令和8年7月1日

除草及び樹木管理業務委託等に係る資格要件の設定について

八戸圏域水道企業団
管財出納課管財契約グループ

当企業団では、発注する除草及び樹木管理業務委託等における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、危険性の高い作業を含む業務委託等について、資格要件を新たに設けることとしましたので、お知らせします。

1. 資格要件を設ける業務委託等

当企業団が発注する除草及び樹木管理業務委託等のうち、次に掲げる作業を含むものを対象とします。

- (1)刈払機を使用する作業
- (2)チェーンソーを使用する作業
- (3)農薬散布作業

2. 対象作業及び必要な資格等

- (1)刈払機を使用する作業

当該作業に従事する者は、「刈払機取扱作業者安全衛生教育」を修了していること。

- (2)チェーンソーを使用する作業

当該作業に従事する者は、「チェーンソーによる伐木等特別教育」を修了していること。

- (3)農薬散布作業

当該作業の責任者は、次に掲げるいずれかの資格を有していること。

ア 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー

イ 緑の安全管理士

ウ 技術士(農業部門・植物保護)

3. 適用時期

令和9年度以降に発注する業務委託等から適用を開始します。

問合せ先 八戸圏域水道企業団
管財出納課管財契約グループ
電話 0178-70-7082 FAX0178-70-7038